札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

令和5年(2023年)6月12日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和58年条例第1号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第8条第3項中「北4東6周辺地区地区整備計画区域」の次に「、平岡3条5丁目地区地区整備計画区域(緑保全型整備地区を除く。)」を加える。
- (2) 別表 1 澄川 6 条 3 丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

平岡3条5丁目地 都市計画法第20条第1項の規定により告示区地区整備計画区 された札幌圏都市計画平岡3条5丁目地区地区域 計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

(3) 別表 2 澄川 6 条 3 丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

平岡	商業	(1) 住宅等		129, 0	外	壁	10	27	
3 条	業務	(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿		00	等	の			
5 丁	地区	(3) 工場(パン屋、米屋、豆腐			面	か			
目 地		屋、菓子屋その他これらに類			5	都			
区 地		する食品製造業(食品加工業			市	計			
区 整		を含む。)を営むものを除く。)			画	道			
備計		(4) 自動車教習所			路	厚			
画区		(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、			別	中			
域		射的場、勝馬投票券発売所、			央	通			
		場外車券売場その他これらに			及	Ç			
		類するもの			市	道			
		(6) 倉庫業を営む倉庫			北	野			
					里	塚			
					線	0)			
					道	路			
					境	界			
					線	ま			
					で	0)			
					距	離			

緑保	次の各号に掲げる建築物以外				10	
全 型	のもの					
整備	(1) 店舗等の用途に供する建築					
地区	物のうち、政令第 130 条の 3					
	第1号若しくは第7号又は第					
	130 条の5の3各号に掲げる					
	もの					
	(2) 病院又は診療所					
	(3) 幼稚園、保育所又は集会所					
	(4) 巡査派出所、公衆電話所そ					
	の他これらに類するもので政					
	令第 130 条の4各号に掲げる					
	₺ の					

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## (理由)

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、新設する平岡3条5丁目地区の地区整備計画の区域内における建築物の用途等に関する制限を新たに定めるため、本案を提出する。